

## 下関港 FAM ツアー実施業務 仕 様 書

下記業務は本仕様書に基づき実施するものとする。

なお、本仕様書に記載されていない細部の事項については、委託者下関市（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）の協議により決定するものとする。

### 1 業務名

下関港 FAM ツアー実施業務

### 2 業務目的

国内外のクルーズ船社に下関港の魅力を実際に体感してもらうことで、業界関係者とのネットワークを構築するとともに、下関港への寄港回数の増加に繋げることを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和 7 年 9 月 3 0 日（火）まで

### 4 業務場所

下関市内ほか

### 5 被招聘者

被招聘者は、甲乙協議のもと 5 社程度選定し、寄港地決定権を有する者を 5 名招聘すること。

なお、被招聘者は関東在住者を想定し、FAM ツアー（以下「ツアー」という。）参加への往復の交通手段を手配すること。

### 6 業務内容

#### （1）ツアーの実施（視察先調整・同行を含む）

##### ① 日程

令和 7 年 7 月 1 0 日（木）～ 1 1 日（金）（1 泊 2 日）

※但し、7 月 1 0 日（木）は、被招聘者の移動及び宿泊日

7 月 1 1 日（金）は、ツアー及び被招聘者移動日とする。

##### ② 行程

下関の観光資源を活かし、寄港時の訪問先としてクルーズ船社に訴求可能な行程とし、具体的な行程・視察先について提案すること。

なお、最終的な行程は甲・乙協議のうえ決定すること。

##### ③ 被招聘者の交通・宿泊場所等の手配

- ・交通手段に応じた往復チケットを被招聘者の要望に応じ手配すること。
- ・視察に係る移動手段を手配すること。なお、手配に際し、乗車人数や荷物の運

搬を考慮して、余裕を持った大きさとすること。

- ・被招聘者全員分の宿泊、及びツアー中の全訪問先における飲食、施設利用等の手配を行うこと。
- ・宿泊は1室1名とし、下関市内とする。  
被招聘者の荷物を考慮した余裕を持った部屋の広さとすること。
- ・食事及び飲食会場は、原則として、クルーズ寄港におけるオプションルツアーで利用可能な場所とすること。
- ・被招聘者の食事コンディションについては予め確認の上、アレルギー対策等に十分配慮すること。
- ・食事とは別に、被招聘者の飲料水（ペットボトル500ml 1本/人・日）を手配すること。
- ・手配に当たっては、甲と事前に協議し同意を得ること。

④ 被招聘者への連絡・調整

- ・作成した行程表を事前に送付し、当日の出迎え等に齟齬が生じないように取り計らうこと。

⑤ 視察先との事前調整

- ・全ての視察先と当日の車両配置場所や必要書類の有無及び提出について確認を行うこと。
- ・ツアーの企画趣旨を十分に説明し、当日の円滑な進行に努めること。
- ・視察先及び視察順は、移動時間等を踏まえて、視察時間の調整を行うこと。

⑥ 当日の同行

- ・視察先（飲食を含む）に同行し、当日の支払や視察先担当者の紹介を行うとともに、被招聘者の質問・意図等を視察先担当者にわかりやすく説明するなど両者間の調整を行うこと。
- ・視察先での被招聘者の要望及び感想等を把握し、その後の実績報告にまとめること。
- ・また、下関港が今後のクルーズ船の寄港地観光ツアーとして候補に選ばれるように上記情報を視察先とも共有し、ツアー先としての魅力向上を図ること。

(2) 事後アンケートの作成・実施

被招聘者に対し、後日アンケートを実施すること。

内容は甲と協議の上作成し、乙から被招聘者に送付し、回答をとりまとめるうえ、甲に提出すること。

(3) 提案書の作成

(2) で得られた意見やクルーズ業界の最新動向を踏まえ、下関港への寄港回数の増加に向けた提案書を作成のうえ、甲に提出すること。

7 実績報告

全ての業務が終了した後、事業実施報告書、業務別の経費の内訳書、アンケート結

果及び提案書の電子データを甲に提出すること。

なお、作成に当たっては、事業実施状況等を写真、図等を使用しわかりやすくまとめることとし、事前に甲の承認を受けること。

## 8 その他

- (1) 契約締結後、速やかに実施計画書を作成すること。また、業務の実施にあたっては、甲と十分協議した上で行うこと。
- (2) 業務上で作成した成果物に関する所有権や著作権は、原則としてすべて甲に帰属することを前提に作成を行うこと。
- (3) 業務上知り得た個人情報、事業の実施・運営上必要な範囲内で使用することとし、他の目的へは決して用いないこと。また、個人情報は厳重に管理し、万一、外部に流出する等の事故が発生したとき、又は流出する恐れのある場合は、受託者の責任において対処すること。
- (4) 業務期間中、甲の指示があった場合は速やかに関係資料を提出すること。
- (5) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、甲・乙協議により業務を進めること。
- (6) 別紙2 特記仕様書、別紙3、別紙4 特記事項を遵守すること。

特記仕様書（環境編簡易）

甲は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、甲の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには乙の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、乙は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

乙は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

乙は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

乙は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

乙は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減することができる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺の環境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

## 個人情報取扱特記事項

### （基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### （秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

### （収集の制限）

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

### （目的外利用及び提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

### （適正管理）

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### （複写又は複製の禁止）

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製又はこれらに類する行為をしてはならない。

### （再委託の禁止）

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うも

のとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 甲と乙は、下関市暴力団排除条例第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約

又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約の規定による。

（関係機関への照会等）

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

（契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第4条 乙は、自ら又はこの契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、この契約の適正な履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、この契約の履行の妨害又はこの契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。